

# OECD・BEPS プロジェクトに対する我が国の国内法の対応 – 平成 27 年度税制改正

25 February 2015

## In brief

現在、OECD/G20において、多国籍企業による国境を越えた節税対策に対し、国際協調の下、戦略的かつ分野横断的に問題解決を図るための取組みとしてBEPSプロジェクトが進められています。

BEPSプロジェクトに対応するための措置を含む平成27年度税制改正については、2015年2月17日に税制改正関連法案が閣議決定し、同日に国会に提出されたところです。今後、今通常国会において、3月末までの成立を目指して審議が行われる予定となっています。

平成27年度税制改正に盛り込まれたBEPSプロジェクトに対応するための措置は以下の項目です。

- (1) 国境を越えた役務提供に対する消費税の課税の見直し (BEPS行動計画1への対応)
- (2) 外国子会社配当益金不算入の見直し (BEPS行動計画2への対応)
- (3) 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設 (BEPS行動計画6への対応)

また、OECD/G20が推進している各国の税務当局間の情報交換に関する取組みに対応するため、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備もあわせて行うこととしています。

## In detail

### 1. 平成27年度税制改正におけるBEPSプロジェクトへの対応(概要)

現在、OECD/G20において、多国籍企業による国境を越えた節税対策に対し、国際協調の下、戦略的かつ分野横断的に問題解決を図るための取組みとしてBEPSプロジェクトが進められています。BEPSプロジェクトでは、15の行動計画が設けられており、各項目について新たな国際的な税制の調和を図るための方策を勧告することとしています。既に、2014年9月16日にBEPS行動計画の勧告に係る第一次提言が発表され、7つの行動計画に関する報告書が公表されているところです。

平成27年度税制改正については、2015年2月17日に税制改正関連法案が閣議決定され、同日に国会

に提出されたところです。今後、今通常国会において、3月末までの成立を目指して審議が行われる予定となっています。

BEPSプロジェクトに対応するための措置として、次に掲げる税制改正を行うこととしています。

- (1) 国境を越えた役務提供に対する消費税の課税の見直し (BEPS行動計画1「電子経済の課税上の課題への対処」への対応)
- (2) 外国子会社配当益金不算入の見直し (BEPS行動計画2「ハイブリッド・ミスマッチ取決め効果の無効化」への対応)
- (3) 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設 (BEPS行動計画6「条約の濫用防止」への対応)

また、BEPSプロジェクトとあわせて、国際的な脱税および租税回避を防止する手段としてOECD/G20が推進している各国の税務当局間の情報交換に関する取組みに対応するため、平成27年度税制改正では、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備も行うこととしています。

## 2. BEPSプロジェクトに対応するための平成27年度税制改正における税制改正事項

### (1) 国境を越えた役務提供に対する消費税の課税の見直し

BEPS行動計画1「電子経済の課税上の課題への対処」においては、海外からの電子商取引に関して顧客の所在地国に販売店等の物理的な拠点を有していないことから法人税および消費税の課税が十分に行えないことが課題として挙げられています。2014年9月16日にBEPS行動計画の第一次提言として公表されたBEPS行動計画1に関する報告書では、電子経済がもたらす税務上の重要な課題について整理し、それらの課題に対する対応策としていくつかのオプションが提示されています。そのなかで、消費税については、海外事業者から国境を越えて消費者に対して行われる電子商取引に関し、消費者の居住地国で課税し、海外事業者から消費税を徴収すること等が示されています。

上記の報告書における議論を踏まえ、平成27年度税制改正では、国境を越えた役務提供に対する消費税の課税について見直すこととし、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引について消費税の課税対象とすることとしています。消費税における主な改正項目は次のとおりです。

- (a) 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し
- (b) リバースチャージ方式の導入
- (c) 消費者向け電気通信役務の提供に係る仕入税額控除の制限
- (d) 登録国外事業者制度の創設

上記の改正は、2015年10月1日以後の資産の譲渡等および課税仕入れについて適用することとされています(上記(d)の登録申請は2015年7月1日以後から可能。)

### (2) 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

BEPS行動計画2「ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化」においては、ハイブリッド金融商品(負債と資本の両方の性格を有する優先株式等)の配当に対する課税上の取扱いが国によって異なることを利用して、配当の支払国・受取国のいずれでも課税されない状態(二重非課税)が生じていることが課題として挙げられています。2014年9月16日にBEPS行動計画の第一次提言として公表されたBEPS行動計画2に関する報告書では、その課題への対応策として、二重非課税が生じる取引を類型化し、それぞれの類型ごとに対応方法が勧告されています。そのなかで、外国子会社配当益金不算入制度を採用している国は、支払国側で損金算入されている配当について、益金不算入の対象外とすることが提案されています。

上記勧告を踏まえ、平成27年度税制改正では、法人税法における外国子会社配当益金不算入制度の対象から、内国法人が外国子会社から受け取る剰余金の配当等の額で、その全部または一部が当該外国子会社の本店等が所在する国または地域において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされているものを除外することとされています。

上記の改正は、原則として、2016年4月1日以後に開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について適用されます。ただし、2016年4月1日において有する外国子会社の株式等に係るものについては、2018年4月1日以後に開始する各事業年度において受ける配当等の額について適用することとされています。

### (3) 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

BEPS行動計画6「条約の濫用防止」については、2014年9月16日にBEPS行動計画の第一次提言として公表された報告書において、租税条約への特典制限規定(LOB: Limitation on Benefits)や主要目的テスト(PPT: Principal Purpose Test)の導入に加え、租税回避防止のための国内法による措置が租税条約との関係で確実に適用できるような適切な措置を実施することが勧告されています。

上記の勧告とは直接には関係しないと思われるものの、報告書のなかで、租税回避防止のための国内法による措置の一つとして、居住者の国外転出時における未実現のキャピタルゲインに対する課税が掲げられている点を踏まえ、平成27年度税制改正

では、国外転出(国内に住所および居所を有しないこととなることをいいます。)をする居住者が有する有価証券等および未決済デリバティブ取引等の含み益について、国外転出時に有価証券等の譲渡または未決済デリバティブ取引等の決済があったものとみなして、所得課税を行う特例制度が創設されます。

上記の特例は、2015年7月1日以後に国外転出をする場合または同日以後の非居住者への贈与、相続若しくは遺贈について適用することとされています。

#### (4) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備

OECDでは、BEPSプロジェクトとともに、国際的な脱税および租税回避を防止する手段として各国の税務当局間での情報交換に関する議論が進められ、2014年7月21日に「金融口座情報に関する自動的情報交換基準」のコメントリー等が公表されました。同基準に沿った自動的情報交換については、2015年末までにG20諸国間で開始されることが推奨されており、これを受けて平成27年度税制改正において報告制度の整備が盛り込まれています。

創設される報告制度においては、2017年1月1日以後に銀行等の一定の金融機関との間でその国内にある営業所等を通じて預金または貯金の受入れを内容とする契約の締結等の一定の取引(以下「特定取引」)を行う者は、その者に係る所定の事項(その者の氏名または名称、住所、生年月日、居住地国、居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号、その者の居住地国が住所に係る国または地域と異なる場合にはその異なる事情の詳細、その他必要な事項)を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関の営業所等の長に提出する義務が課せられることとなります。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

[kimihito.k.takano@jp.pwc.com](mailto:kimihito.k.takano@jp.pwc.com)

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

[yoshiyasu.okada@jp.pwc.com](mailto:yoshiyasu.okada@jp.pwc.com)

パートナー

佐々木 浩

03-5251-2184

[hiroshi.sasaki@jp.pwc.com](mailto:hiroshi.sasaki@jp.pwc.com)

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約520人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国におよぶグローバルネットワークに195,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は[www.pwc.com](http://www.pwc.com)をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2015 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または日本におけるPwCメンバーファームおよび(または)その指定子会社またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は[www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)をご覧ください。